

## 2024年度 日本学生支援機構(JASSO) 海外留学支援制度 (協定派遣) 〈春学期「海外ワークエクスペリエンス2」履修者対象〉 募集要項

2024年度グローバル教育センター開講正課科目「海外ワークエクスペリエンス2」に履修登録し派遣となる者対象の、日本学生支援機構給与型奨学金の案内です。奨学金受給を希望する者は以下の要項をよく読み申請を行ってください。

### 1. 奨学金の主旨 (募集要項より)

海外留学支援制度(協定派遣)は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校(専門課程)(以下「高等教育機関」という。)が、諸外国の高等教育機関(大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校(専門課程)に相当する諸外国の機関をいう。)等と学生交流等に関する協定等を締結し、それに基づき諸外国の高等教育機関等へ短期間派遣される学生に対して、留学に係る費用の一部を奨学金として支援することにより、グローバル社会において活躍できる人材を育成するとともに、我が国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的とする。

### 2. 支給対象者

支給対象者の登録にあたっては、在籍大学等の正規の課程に学位取得もしくは卒業を目的に在籍し、在籍大学等が実施する奨学金支給割当を受けた採択プログラムに参加が認められた者で、次の①～⑥に掲げる要件を満たす者となります。

※ここでいう採択プログラムに参加が認められた者とは、正課科目「海外ワークエクスペリエンス2」の履修登録者を指します。当該科目の履修登録をせずに派遣が許可されたものは対象外です。

- ① 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者(特別永住者を含む)
  - ※1 日本への永住が許可されていない「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」は対象となりません。
  - ※2 多重国籍者においても、①を満たす者は含まれます。
- ② 学生交流等に関する協定等に基づき、派遣先大学等が受入を許可する者
  - ※派遣先大学等が受入を許可しても、日本に留学中の外国人留学生は本制度の対象となりません。
- ③ 経済的理由により、自費のみでの採択プログラムへの参加が困難な者  
日本学生支援機構が実施する2024年度第二種奨学金在学採用の家計基準を目安とし、その基準を超えない者を優先とする。(下表は目安)この家計基準に合致していない場合で奨学金の受給を希望する場合は所定の「2024年度海外留学支援制度(協定派遣)申込理由書」を提出してください。  
  
第二種奨学金の家計基準の目安は、以下の「日本学生支援機構ウェブサイト[大学で受ける第二種奨学金の家計基準(在学採用)]」に公表されています。各自確認のこと。  
[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo\\_2shu/kakei/zaigaku/index.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/kakei/zaigaku/index.html)  
[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo\\_2shu/kakei/zaigaku/daigaku.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/kakei/zaigaku/daigaku.html)
- ④ 派遣プログラム参加にあたり、必要な査証を確実に取得し得る者
- ⑤ 採択プログラム終了後、在籍大学等に戻り学業を継続し、在籍大学等の学位を取得する者又は卒業する者
  - ※1 退学・除籍の予定がある者は、要件を満たしません。
  - ※2 プログラム途中で正規の課程を卒業・修了する者は、要件を満たしません。例えば、プログラム途中で学部課程を卒業し、引き続き大学院に入学する者も要件を満たしません。
- ⑥ 在籍大学等における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、次に定める方法で求められる、在籍大学等における選考時の前年度の成績評価係数が3.0点満点で2.30以上である者

### 〈成績評価係数の算出方法〉

$$\frac{(S+Aの単位数 \times 3) + (Bの単位数 \times 2) + (Cの単位数 \times 1) + (不可の単位数 \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

合否判定の単位、認定単位は計算に含めません。

※在籍課程の前年度の成績が選考時までには判明しない場合は、選考時の前学期分の成績から算出するものとする。前学期の成績も判明しない場合、a)学部1年次1学期目の者は高校最終年次の成績から算出、b)修士1年次1学期目の者は学部最終年次の成績から算出、c)前年度休学者は前々年度の成績から、前年度秋学期休学者は前年度春学期の成績から算出する。

⑦ 本制度以外の、派遣プログラム参加のための奨学金等（渡航に係る費用及び返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない）を受ける場合、当該奨学金等の支給月額（複数の団体等から受ける場合は合計金額の月額換算額）が、本制度による奨学金月額を超えない者

※ 本制度以外の奨学金等を受ける際、奨学金等支給団体側が、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、ご注意ください。

※ 日本学生支援機構が実施する国内の奨学金「第一種・第二種奨学金」（貸与型）との併給は可能。

※ 日本学生支援機構が実施する国内の奨学金（給付型）との併給は認められません。なお、留学期間中の給付を停止する場合は、各学校の奨学金担当者を通じて給付奨学金の支給を停止する手続きをしてください。留学前に「復活の手続き」についても確認してください。

※ 「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 新・日本代表プログラム～」との併給は認められません。

※ 本制度の以外の派遣プログラム参加のための奨学金等とは、派遣学生に直接支給されるものを指し、クラウドファンディング等プログラム参加のために募った資金は他の奨学金等に該当します。宿泊費や授業料等として在籍大学から宿泊先や派遣先大学等に支払われる場合は、他の奨学金等に該当しません。

※ 他の奨学金等が月額支給でない場合は、月額に換算した額により確認してください。

※ 他の奨学金等に航空券代等の渡航に係る費用が含まれている場合は、その額を切り離したうえで、月額換算し、本制度による奨学金月額を超えなければ併給可能です。

※ 他の奨学金等を受ける際、奨学金等支給団体側が、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、注意してください。

※ 在籍大学等や他の団体から、留学に関係なく支給される奨学金は、金額によらず併給可能です。

⇒ 注) 「海外ワークエクスぺリエンス2」の参加において、本奨学金と「立教大学グローバル奨学金」/「立教大学校友会成績勇者留学支援奨学金」の併給はできません（併願は可）。

⑧ 原則として、外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域以外に派遣される者。

※1 外務省の「海外安全ホームページ」の地図に、派遣先大学等の都市名が書かれていない場合は地図を見て判断してください。

※2 派遣学生の留学期間中に所在地が「レベル2」以上に該当する地域になった場合は、奨学金の支給を原則見合わせます。

<参考> ■レベル2: 不要不急の渡航は止めてください。

■レベル3: 渡航は止めてください。（渡航中止勧告）

■レベル4: 退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）

## 3. 支援内容

### 3-1. 支援金額

派遣先の国・地域によって奨学金月額は異なります。国・地域ごとの詳細(区分)は、別表「国・地域コード表」をご確認ください。

※ 地域区分は、派遣先大学等の所在地（都市）により決まります。

※ 本制度における指定都市は、派遣先の住所表記に指定都市が含まれる場合に限りです。

※ 同一プログラム内で、同一の派遣学生を異なる奨学金月額为国・地域に派遣する場合は、派遣の全期間にわたり、最初に派遣される国・地域の奨学金月額を一律に適用します。

地域区分	奨学金月額
指定都市	10万円
甲地区	8万円
乙地区	7万円
丙地区	6万円

### 3-2. 渡航支援金

支援対象者のうち、渡航支援金支給対象者の対象条件に合致した者に渡航支援金を支給します。

渡航支援金（家計基準）
16万円

- ※ 渡航支援金を受給後、派遣学生としての登録が取り消される場合は、渡航支援金を全額返納する必要があります。
- ※ 同一派遣学生を同一プログラムで複数回派遣する場合は、初回の渡航時のみ支給します。
- ※ 同一派遣学生を複数プログラムに派遣する場合は、プログラムごとに渡航支援金を支給できます。

対象条件：生計維持者全員の収入・所得金額の合計が次の金額である者。

給与所得者の世帯	年間収入金額（税込）が 300 万円以下
給与所得者以外の所得を含む世帯	年間所得金額（必要経費等控除後）200 万円以下

- ※1 本制度では、家族構成や在籍大学等の学種・設置形態を問わず、上記の家計基準を満たすことを証明できる派遣学生に渡航支援金を支給します。
- ※2 年金のうち、老齢年金は収入に含みます。遺族年金、障害年金は含みません。
- ※3 養育費は収入に含みません。

## 4. 申請方法

「海外ワークエクスペリエンス 2」科目の選考に合格し、派遣が確定した者は、下記の期間・場所に必要書類を提出してください。

下記①および③の書類は、2024年8～9月派遣「海外ワークエクスペリエンス 2」募集サイト

([https://spirit.rikkyo.ac.jp/ghrd/internship/SitePages/2024/2024sprig\\_scholarship.aspx](https://spirit.rikkyo.ac.jp/ghrd/internship/SitePages/2024/2024sprig_scholarship.aspx)) からダウンロードできます。

期日までに当該科目の選考結果が確定しない者が本奨学金の受給を希望する場合も、下記期日までに書類を提出し申請を行うこと（科目の選考結果が不合格となった場合は、本奨学金選考の対象外とする）。

【提出期間】 **2024年6月3日（月）～6月11日（火）17:00**

【提出先】 グローバル教育センター または 国際センター（新座キャンパス）

【提出書類】 ※締切日時時点で書類に不備がある場合は受け付けません。必ず必要書類を揃えて提出すること。

- ① **2024年度 日本学生支援機構(JASSO) 海外留学支援制度（協定派遣）〈「海外ワークエクスペリエンス 2」履修者対象〉学内申請書（様式あり）**

奨学金の支給を希望する理由を可能な限り詳細に書いてください。

- ② **生計維持者の 市区町村役場発行の 2024年度「所得・課税（非課税）証明書」**

（2023年分の収入が反映されているも、発行が間に合わない場合は2023年度可） ※コピー可

※5月までは前年度の内容で発行されるため、6月に取得すること

生計維持者（父母がいる場合は父母双方、父母がいない場合は代わって生計を維持している者）について

提出してください。

所得証明書は、発行する各自治体にてよって名称が異なります。収入・所得が少ない／ない場合は「非課税証明書」という名称になる場合があります。税務署発行の「納税証明書」や「特別徴収税額決定通知書」は所得証明書ではありません。

③ **【該当者のみ】2024年度海外留学支援制度（協定派遣）申込理由書（様式あり）**

※家庭の家計基準が日本学生支援機構の基準を超えている場合のみ提出

④ **【渡航支援金希望者のみ】**

・生計維持者報告書（様式あり）

・生計維持者の 市区町村役場発行の 2024年度「所得・課税（非課税）証明書」 ※②に同じ

※発行が間に合わない場合は 2023年度可。合計所得金額が記載された証明書に限ります。

※父母ともにいる場合、離婚、死別、独立生計等、ケースによって生計維持者とみなす人物定義が異なるので、希望者は必要書類確認のため早めに個別相談のこと。

## **5. 選考方法**

学業成績基準を満たす者のうち第二種奨学金在学採用の家計基準に合致する者を優先とし、派遣にかかる費用等を勘案し採用者を決定します。渡航支援金については、条件に合致する者に支給します。

## **6. 採用者発表**

6月27日（木）

申請者の立教大学ドメインのメールアドレス宛にメールで確認方法を通知します。

## **7. 支給方法・支給時期**

口座振込。登録手続きは奨学生を決定したのちに奨学生へ案内します。上記採用者発表掲示を確認しその指示に従うこと。

原則、プログラムに派遣されている月の月末に支給します（渡航前支給はできないので留意のこと）。

## **8. 奨学金の返還**

万一派遣が中止された場合は、奨学金支給の決定を取り消します。

また、日本学生支援機構が本制度の支援を受けるにふさわしくないと判断した場合は支給者登録が取り消されるとともに、奨学金の返還が求められる場合があります。

### **注意事項**

採用者は、渡航前・渡航中・渡航後に複数の書類を必ず提出する必要があります。これらを提出できない場合、奨学生として採択されても、支給ができません。これらの手続きを責任持って行える者のみ応募してください。

以上